

# 第 1 章 環 境 基 準 等

## 1 公共用水域

### 〔 1 〕 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、工場・事業場等からの排出水の許容限度ではなく、環境保全上の目標値であり、工場排水工場立地、土地利用等の規制や、下水道整備、しゅんせつ等の公共事業等の諸施策を総合的に推進することによって、維持・達成すべきものであり、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」とに分けられている。「人の健康の保護に関する環境基準」は、河川、湖沼を問わず、すべての公共用水域に一律に表 1 - 1 のとおり適用されているが、「生活環境の保全に関する環境基準」は河川・湖沼の別に水利用目的の適応性によって類型を設け、表 1 - 2 のとおり段階的に定められている。

当該環境基準は、昭和 45 年 4 月 21 日閣議決定され、昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号で公示された。その後、項目の追加や分析技術の進歩等に伴う基準値の改正、また、JIS 改正に伴う測定方法の改正・用語の整理等がなされた。昭和 57 年 12 月 25 日付け環境庁告示第 140 号の改正では、湖沼に係る窒素・リンの環境基準が設定され、また、平成 5 年 3 月 8 日付け環境庁告示第 16 号で、人の健康の保護に関する環境基準項目に有機塩素系化合物や農薬等の 15 項目が追加され、有機リンが削除されるとともに鉛とヒ素の基準が厳しくなった。さらに、平成 11 年 2 月 22 日付け環境庁告示第 14 号では、「人の健康の保護に関する環境基準」に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素が追加された。また、平成 15 年 11 月 5 日付け環境省告示第 123 号では、生活環境の保全に関する環境基準として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から亜鉛を追加するとともに、これについて基準値を設定した。

### 〔 2 〕 その他の基準

#### 要監視項目

環境基準の他に、人の健康の保護に関する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、知見の集積に努め推移を把握していく項目について、「要監視項目」と位置づけ、指針値が定められている。(表 1 - 3)

#### 「公共用水域等における農薬の水質評価指針」

空中散布農薬等一時的に広範囲に使用される農薬で、水質環境基準健康項目や要監視項目となっていないもののうちから、その使用量や公共用水域での検出状況等を勘案して選定され、公共用水域等で検出された場合に水質の安全性に係る評価の目安として、指針値が定められている。(表 1 - 4)

表 1 - 1 人の健康の保護に関する環境基準  
 (昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、最新改正：平成11年2月22日)

項 目	基 準 値	備 考
カ ド ミ ウ ム	0.01 mg / ℓ 以下	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全 シ ア ン	検出されないこと。	
鉛	0.01 mg / ℓ 以下	
六 価 ク ロ ム	0.05 mg / ℓ 以下	2 「検出されないこと」とは、20ページの測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
ひ 素	0.01 mg / ℓ 以下	
総 水 銀	0.0005 mg / ℓ 以下	3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、20ページの測定方法により測定された、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。	
P C B	検出されないこと。	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg / ℓ 以下	
四 塩 化 炭 素	0.002 mg / ℓ 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / ℓ 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg / ℓ 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / ℓ 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / ℓ 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg / ℓ 以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg / ℓ 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg / ℓ 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg / ℓ 以下	
チ ウ ラ ム	0.006 mg / ℓ 以下	
シ マ ジ ン	0.003 mg / ℓ 以下	
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg / ℓ 以下	
ベ ン ゼ ン	0.01 mg / ℓ 以下	
セ レ ン	0.01 mg / ℓ 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / ℓ 以下	
ふ っ 素	0.8 mg / ℓ 以下	
ほ う 素	1 mg / ℓ 以下	

**表1 - 2 生活環境の保全に関する環境基準**

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/ℓ 以上	—	
測定方法		規格12.1	規格21	付表8	規格32	最確数による 定量法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。  
試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階（試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)1 表中、規格とは、JISK0102をいう。

2 表中、付表とは、環境省告示（水質汚濁に係る環境基準について）をいう。

3 (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の  
水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

(5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当 水域
		全 垂 鉛		
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下		水域 類型 ごと に指 定す る水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下		
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下		
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下		
測定方法	規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。）			
備考 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

## (2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が1,000万m<sup>3</sup>以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素要 求量(COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ゴミ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/ℓ 以上	—	
測定方法		規格12.1	規格17	付表8	規格32	最確数による定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注) (1)自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(2)水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(3)水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

(4)工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

(5)環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
II	水道1・2・3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
V	水産3種・工業用水 農業用水・環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下	
測定方法		規格45.2, 45.3又は45.4	規格46.3	
備考 1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) (1)自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
(2)水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の水浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の水浄水操作を行うもの  
(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)  
(3)水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用  
(4)環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当 水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	
測定方法	規格53		

表1-3 要監視項目

ア(平成5年3月8日 環水管第21号 水質保全局長通知、最新改正 平成16年3月31日)

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下	イプロベンホス	0.008 mg/ℓ以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	クロルニトロフェン	— (注1)
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下	トルエン	0.6 mg/ℓ以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下	キシレン	0.4 mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下	フタル酸ジエチルキシル	0.06 mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下	ニッケル	—
フェニトロチオン	0.003 mg/ℓ以下	モリブデン	0.07 mg/ℓ以下
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下	アンチモン	0.02 mg/ℓ以下
オキシ銅	0.04 mg/ℓ以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下
クロロタロニル	0.05 mg/ℓ以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
EPN	0.006 mg/ℓ以下	全マンガン	0.2 mg/ℓ以下
ジクロルボス	0.008 mg/ℓ以下	ウラン	0.002 mg/ℓ以下
フェノブカルブ	0.03 mg/ℓ以下	(以上27物質)	

(注1) クロルニトロフェンの指針値は設定せず、当分の間は検出されないこと (<0.0001mg/ℓ) とする。

イ(平成15年11月5日 環水企発第031105001号、環水管発第031105001号  
環境省環境管理局水環境部長通知)

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7 mg/ℓ以下
		生物特A	0.006 mg/ℓ以下
		生物B	3 mg/ℓ以下
		生物特B	3 mg/ℓ以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05 mg/ℓ以下
		生物特A	0.01 mg/ℓ以下
		生物B	0.08 mg/ℓ以下
		生物特B	0.01 mg/ℓ以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1 mg/ℓ以下
		生物特A	1 mg/ℓ以下
		生物B	1 mg/ℓ以下
		生物特B	1 mg/ℓ以下
	海域	生物A	0.3 mg/ℓ以下
		生物特A	0.03 mg/ℓ以下

表1-4 「公共用水域等における農薬の水質評価指針」

(平成6年4月15日 環水管第86号 水質保全局長通知)

農薬名	種類	評価指針値	農薬名	種類	評価指針値
イプロシオン	殺菌剤	0.3 mg/ℓ以下	ブタミホス	除草剤	0.004 mg/ℓ以下
イタクロプロリト	殺虫剤	0.2 mg/ℓ以下	ブプロフェン	殺虫剤	0.01 mg/ℓ以下
エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08 mg/ℓ以下	ブレチアロール	除草剤	0.04 mg/ℓ以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01 mg/ℓ以下	ブロベナゾール	殺菌剤	0.05 mg/ℓ以下
エディフェンホス(EDDP)	殺菌剤	0.006 mg/ℓ以下	ブロモプロチド	除草剤	0.04 mg/ℓ以下
カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.05 mg/ℓ以下	フルラニル	殺菌剤	0.2 mg/ℓ以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03 mg/ℓ以下	ペンシクロン	殺菌剤	0.04 mg/ℓ以下
ジクロフェンチオン(ECP)	殺虫剤	0.006 mg/ℓ以下	ベンスリド(SAP)	除草剤	0.1 mg/ℓ以下
シメトリン	除草剤	0.06 mg/ℓ以下	ペンテメタリン	除草剤	0.1 mg/ℓ以下
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2 mg/ℓ以下	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.01 mg/ℓ以下
トリクロホン	殺虫剤	0.03 mg/ℓ以下	メフェセツト	除草剤	0.009 mg/ℓ以下
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1 mg/ℓ以下	メプロニル	殺菌剤	0.1 mg/ℓ以下
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 mg/ℓ以下	モネート	除草剤	0.005 mg/ℓ以下
フサライト	殺菌剤	0.1 mg/ℓ以下	(以上27農薬)		

2 地下水

地下水の環境基準は、平成9年3月13日付け環境庁告示第10号により示され、地下水の水質汚濁に係るものについて、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された。(最新改正：平成11年2月22日)

表1-5 地下水水質の環境基準

(平成9年3月13日 環境庁告示第10号、最新改正：平成11年2月22日)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/? 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/? 以下
六価クロム	0.05 mg/? 以下
ヒ素	0.01 mg/? 以下
総水銀	0.0005 mg/? 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/? 以下
四塩化炭素	0.002 mg/? 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/? 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/? 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/? 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/? 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/? 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/? 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/? 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/? 以下
チウラム	0.006 mg/? 以下
シマジン	0.003 mg/? 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/? 以下
ベンゼン	0.01 mg/? 以下
セレン	0.01 mg/? 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/? 以下
ふっ素	0.8 mg/? 以下
ほう素	1 mg/? 以下